監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、奈良県 知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表 します。

平成27年3月31日

奈良県監査委員 廣 野 隆 信

同 岸 秀隆

同 安井宏一

同 藤野良次

ア本庁

<i>Y</i>	本 厅		T				
部	局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
知	事 公 室						
		平成26年					
	国際課(旧東	6月12日	新聞購読料(カ支おに	ついて		
	アジア連携課	0),12 д				25年6月	支出にあたっては、契約
	分)		分の新聞購		•		内容と請求内容を十分確認
			ったことが				するとともに、内部におけ
			年度戻入を行	行った事	例が認	りあられた。	るチェックを徹底し、適正
			これは、平原	成23年	4月か	ら夕刊の購	な事務執行に努める。
			読をやめたり	こもかか	わらず	、新聞販売	
			店から引き				
			ので、その記				
			あったことに			=	
						体制の整備	
			を図り、適	正な事務	処理に	.努められた	
			い。			(注意事項)	
	防災統括室	6月11日	資金前渡事	多につい	て		
			公共料金	にかか	る資金	前渡におい	公共料金については、支
			て、支出すべ				払毎月の支出起案時に室内
			振替不能が			•	担当者二人以上の確認を行
			前渡職員が何				って処理する事とした。
			る現金出納				現金出納簿については、
			た。さらに	随時の費	用にか	かる現金出	随時の費用にかかる現金出
			納簿につい	ては作成	されて	いたが、所	納簿、公共料金にかかる現
			属長による。	月例検査	が行わ	れていなか	金出納簿をそれぞれ作成
			った。				し、月例検査を実施してい
				内部のチ	ェック	体制の整備	る。
			を図り、奈」				- ^。 今後は、奈良県会計規則
			に基づき、対				及び関係通知に基づき、適
				直止は事			'
			れたい。			(注意事項)	正に事務を行う。
			補助金交付》			=	
			平成25年	年度の補	i助金に	おいて、補	平成26年度は、当該補
			助対象事業の	の着手後	に補助	金交付申請	助金の交付申請及び交付決
			書が提出され	れ、交付	決定が	行われてい	定を補助対象事業の着手前
			るものが認め	わられた	_		に行い、適正な事務の執行
					•	付決定は、	を行った。
			補助対象事				今後は、奈良県補助金等
						-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			要であり、				交付規則及び補助金交付要
			付規則及び			•	綱に基づき、適正な事務を
			適正な事務の	の執行に			行う。
						(注意事項)	
	消防救急課	6月11日	契約保証金の	の受入事	務につ	<u></u> -	
			救急医療	音制 シス	テム(e-MATCH)運	救急医療管制システム(e
			用業務委託				-MATCH) 運用業務委託の事
			入事務の遅				業を含む全ての事業におい
						に基づき適	て、今後契約保証金が発生
			正な事務の	例 行に 努		=	する場合は、契約にかかる
						(指摘事項)	事務と同時に契約保証金の
							受入事務を行い、適正な事
							務の執行に努める。

部	 局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
			備品の管理 平成244 うち、重要 物品管理サン 認められた。	こついて 下度以降 か品 ス ラ で 良 県 会 適 正 な 事	をに購入 い備品の いま規則 によるの	した備品の について、 登録漏れが 及び関係通	指摘を受けた備品については、指摘後、物品管理サブシステムへの登録を行った。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努める。
総	務 部						
	行政経営課ファネジョン・ファネ室	7月15日	推効「にっ分 度そでな然と推動が、にっ分 度そでな然とは連手外す取も成比主り例しにのあ事ともにがな、がて、はないがで、がで、がで、	策義倹金計進は再き因又邪領又れの「強監発縮細めにで討に」め認度くは努見の金た公全く査生減かにつ全が係がらめ末減債力受未が。平庁求意防にな、10 方名を定おらて少権やに収増未性的め見山声収積	ヾ゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	と理、が 金るに理。つい策かかこま発りのとのそ、 はもよがまてるはらつとえ生一強も適れ未 、のる不たいケ、重適か、し層化に正にだ 前のも十、る一収要切ら新て効・に正にだ 前のも十、る一収要切ら新て効・、化従充 年、の分依とス入なな、たい果推	「理に債く策に組るに分のにるにクの なす権てるす事談 金にやの向して 大税の基権把推開状。応し取上た関シ改ま債る回の債る例を今対、民推けて 大税の基権把推開状。応し取上た関シ改ま債を回の債る例を今対、民推けて な外適づ管握進催況まじ、組記めす一善た権た収実権研に実後策法間進たい なるをき 未四回求回 3 債る行理のてる金収治ザ護ウ応の 体む層しの的にに関処況め議債を権金かての権点布で未びのバつウ、個。内りの導収総 で は権針し細金期のて状に回さ進務ェ事 適強でとに習難律 未と活徴減実は権針し細金期のて状に回さ進務ェ事 適強でとに習難律 未と活徴減実 、管」、か対毎取い況区収らめ等ッ務 正化債しよ得な相 収も用収に施
	税務課	7月16日	履行確認が システムに。 りが発生し、 事例が認めら	テム改修 不十分て よる延滞 納税者 かれた。	委託業活 あった きまま から過	務において、 ため、その において誤	過大徴収していた延滞金 については、速やかに納税 者に対しお詫びの文書を送 付するとともに、過払いと なった金額の還付手続きを 行った。

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結	i 果	措置の内容
			対象者への謝罪と返納を道発表を行うなど再発限だところであるが、今後修にあたっては業務委託密にし、複数の担当者でおりなど、本ックを行うなど、構築を図られたい。	方止に取り組ん 後、システム改 毛先との連携を で改修内容のチ	税制改正等に伴う電算システムの改修に当たっては、今後改修誤りや改修漏れが起こらないよう、業活大に的確・詳細な行い、詳細な行い、詳細な行い、詳により、連携を複響で改修内容のは当者で改修内容の体制を行うなど、チェック体制を再構築する。
			県税にかかる未収金の回	·	
			、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	クな一方理 が	69.3 をてし中きの加との和田、一組組 めつい縮徴。、化積ん後早収保のが、1 といてものが、のは強力を収え、これにより、のは、地に県駐、て市区本合型行でますて、等強に年る的い、かび努力を開展では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結 果	措置の内容
地域振興部					
南部東部振興 課 復旧·復興推 進室	5月29日	公用車の において購 た。 自賠責保 保険会社等 なるため、	購入にかた 注入日後の 険料の後払 への立替も 今後、自賠	# の支払につい いる自賠責保 支出が認め いは業者に対 ムを強いるこ 音 は で き (注意事	険料 公用車の自賠責保険料の ちれ 支払については、前金払い を徹底する。 今後は奈良県会計規則を はじめ各関係法令、規程及 び通知に基づき適正な事務 処理に努める。
うだ・アニマルパーク振興室	5月29日	務措託が委容務 指重約約立 職た良くる・委置仕認託がが契示要規事替着員。県、。規託さ様め仕具不約書な則務払払が地会法今則にれ書ら様体明書で書及をにい立方計令後におてにれ書性確にあ類び行つの替自規及は基	ずいい記た」にで添りで関うい宅払治則び、づいてな載。に欠あ付、あ係べて配し法で規地きを、いしま記けっす履る通き 料て及は則方、実平年、た載たたる行。知で 金いび、に自適」を見り、まず。行何々にあるでに	でしている。 でしている。 たち事を約た、 書のはづ(出の行払し等支 材度をめの託施 業拠奈適摘 お認並規支関事意 開に業た「業す 務と良正事 いめび定出係務事	予務も業務も業務も業務も業務の務内業 のる契契 でいたのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
エネルギー政策課		資金前渡に つい随、海が後に がりでは海では海では海では海される。 金出でである。	かかる現金 費にかかが 度職員いな 良成 も 見成 し、 が ある。	を出納簿の作 る資金前渡に 備えるべき。 だかった。 見則に基現金 道正な現意 (注意事	成に おい 平成26年4月より現金 金出 出納簿を作成し、奈良県会 計規則に基づいた処理を行 、現 っている。 管理 ・項)
文化振興課	5月29日	イ に ま 大 は た た た た た た い と に に の い ま 例 が れ の い の の の の の の の の の の の の の	委託業務に た委託業所 、 てよれた。 ないたす で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(書等について) とおいて、仕 客内容が具体 各の算定がが をな検討が必 士様書は業終 性認の、今後に はから、今後に	様書 イベント委託業務につい 性に ては仕様書作成にあたり業 の妥 務内容を具体的に記載した 要な 内容とするとともに、予定 価格の算定については、同 等の 種、同等の事例調査に努め なる その妥当性を検証してい

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			奈良県契約規則及び関係通知に基づき、より適正な契約事務を行うべきで	
			ある。また、特殊技術等により特命随 意契約とせざるを得ない場合では、妥	
			当な予定価格の算定が困難な面もある	
			が、同種、同等の事例を調査するなど、	
			予定価格の算定方法の妥当性について 検討されたい。 (注意事項)	
	教育振興課	5月29日	資金前渡の精算手続について	
			使用料及び賃借料(研修会会場使用料)の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者	会場使用料等の資金前渡 を行う際に、精算手続を徹 底するよう改めて注意喚 起、周知を行った。また、
			に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき適正	精算が完了していない者に 対し、重ねて資金前渡を行
			に処理すべきである。 (注意事項)	わないよう所属での確認を 徹底した。
				今後は、奈良県会計規則等に基づき、適切な管理、
観	 光 局			手続等に努める。
	観光プロモーション課(旧	4月24日	業務委託契約書に定める提出書類について	
	観光振興課		業務委託において、業務実施計画書	契約書及び仕様書、要綱
	分)		や着手届等を業務着手前に提出することを想象を表現した。	に規定しているにもかかわ
			とを契約書及び仕様書で定めているに もかかわらず、委託業者から提出させ	らず、提出されていなかっ た書類の提出を求め整え
			ていないものが認められた。	た。
			今後は契約書及び仕様書に基づき必要な書類の書	今後は、適切な時期に確
			要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。(注意事項)	実な確認を行えるよう複数 人によるチェック機能の強
				化を図り、適正に処理するよう努める。
	観光プロモーション課(旧	4月24日	負担金にかかる変更承認手続について 負担金及び補助金において、要綱に	契約書及び仕様書、要綱
	国際観光課		規定しているにもかかわらず、必要な	笑約者及びは稼者、姜榊 に規定しているにもかかわ
	分)		変更の承認申請がされていないもの	らず、提出されていなかっ
			や、交付申請時の添付書類が不適正なものが認められた。	た書類の提出を求め整え
			ものか認められた。 - 今後は、交付団体への指導に努める	た。 今後は、適切な時期に確
			とともに、要綱に従って交付(変更)	実な確認を行えるよう複数
			申請、決定、交付手続の適正化を図られたい。 (注意事項)	人によるチェック機能の強化を図り、適正に処理する
				よう努める。

部局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
健 康 福 祉 部						
地域福祉課	5月19日	生活福祉資		の償還え	未済金の回	
監査指導室		収割を表する。収というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	引き続きないはないはないは、はないは、はないは、はないは、はないは、はないないないが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	の生活がはついるないは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	ない を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	生のル償以る行こけ的定議世と指債た生研 い対にいし返のし会滑のあ7活いを回る るけをく県活早セ還内自いととに期会帯早導権市活修特ですつ福、済フ、福か取る月必で強収。今債、講会社の自身始者的夜よ期りに民間納実収村祉も、、緊て事活で一祉協確を併ら品福し向 も回制る会選収一のを納間り未組市生を付施や社資開平生急、務保の(事議実強せはへ祉、け 引収のよ為還でし滞電び定の止る会員計すと止協者い年申金済とか関)市知にと成機資とつ組 、防や導会還でし滞電び実の止る会員計すと止協者い年申金済とか関)市知にと成機資とつ組 、防や導った。 (本)
障害福祉課	5月19日	する備品に	テーショ: ついて、前	f年度に		物品管理サブシステムに 登録漏れのあった備品につ
		物品管理サ				いては、すべて登録した

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		認められた。 今後、備品の管理については、奈良 県会計規則及び関係通知に基づき適正 に行い、複数の者により確認するなど、 チェック体制の充実に努めるべきであ る。 (指摘事項) 心身障害者扶養共済制度掛金にかかる 未収金の回収について 心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。 新たな未収金の発生防止に向けた取	ころであり、今後は、課内 のチェック体制を強化し、 奈良県会計規則及び関係通 知に基づき、適正な備品の 管理に努める。 心身障害者扶養共済制度 掛金の未収分については、
		組や文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後もさらに回収方法等を工夫し、一層収納の促進を図られたい。 (注意事項)	督促状の送付(過年度分に ついては催告書の送付)、
こども・女性局	ı		
子育で支援語	果 4月17日	補助金交付決定前の事業着手について 子育て支援等事業費補助金において、補助金交付要綱の定めに反し、交付決定前に事業着手している事案が多数認められた。 今後は、補助金交付要綱に基づき、交付決定前着工承認届を提出させるなど、適正な事務の執行に努めるべきである。 特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払等について	基づき、適正な事務の執行に努める。
		特別児童扶養手当を支給するための 支給認定及び支払手続につたための 一支給認定及び支払手続いったための 一な事務処理を行わないたための 一な事務処理を行わないたは 一ないたの 一ないたの 手続につめ一部 一など 一ないなの 手続にかり一部 一など 一ないない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一部 一ない 一の 一の は し と も に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	や過払いが発生しないよう、業務スケジュール、事務処理マニュアルを整備し、常に事務処理の進捗管理、支払手続漏れがないかの確認を複数者でチェックするなど、再発の防止に努める。

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			資金前渡の精算手続について 使用料及び賃借料(研修会会場使用 料)の資金前渡において、前渡資金の 精算手続を行っていないものが認めら れた。また、精算が完了していない者 に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき適正 に処理すべきである。 (注意事項) 児童扶養手当過払金の返納未済金にか かる債権管理及び回収について	精算手続は完了した。今後は奈良県会計規則に基づき適正な処理に努める。
			児童扶養手当過払金において、多額の返納未済金が認められた。 新たな過払いの発生防止に向けた取組や文書による督促・催告、返納指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、より一層の収納促進に努められたい。なお、消滅時効期間が経過した債権については、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、今後も適時適正な不納欠損処理に努められたい。(意見)	見童扶し、な生向め のよとに適るがに努 をで権促 をで権ののととに適るがに努 をでで権のでする。 をでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
			内部統制の強化・充実について 今回の監査において、資金前渡の精 算事務、補助金の執行事務、特別児童 扶養手当及び児童扶養手当の支払事務 に一部適正とはいえない事務処理が認 められた。 事務の執行にあたっては、関係法令 や規則等に基づいて処理するととも に、決裁過程におけるチェック体制を 整備するなど、内部統制の強化・充実 に努められたい。	事務の執行にあたり、関係法令や規則等に基づいて 処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の強化・充実に努める。
	こども家庭課	4月17日	児童措置費負担金にかかる未収金の回収について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 新たな滞納の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。 (注意事項)	未収金については、こど も家庭相談センターとの世帯 携を密にし、未納者の世帯 状況の把握に努め、分割納 付等適切な納付指導を行談 とともに、こども家庭相談 センター職員による保護 への入金指導等によりであ に努めているところいる 。また、今年度において

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
						長期滞納者に対し現在の滞納状況及び至急に納付を求める「催告状」を発送した。 今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。
		いて、財務: 録を行わな ず、翌年度 が認められた 今後、奈 に基づき、 たい。	処分予定 会計シス かっ損 た。 県正 会 裏正	であって、 ため欠: た分され け規則及理 ・	損処分され ていた事例 び関係通知 に努められ (注意事項)	今後は、適切な年度に不納欠損処分を行うよう、適切な事務処理に努める。
		において、 れた。	ついて	金貨選 のによるによる 質な	金の償還を 金が認めら 防止に訪け 軽保、済金 いるが、	では資コをがはと対め行 では資コをがはと対め行 では資コをがはと対め行 では資コをがはと対め行 では過過ではいるではと対め行 ではいるのでは、 を子管であいります。 では、 を子管であいります。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
医療政策部						
地域医療連携 課 医師・看護師 確保対策室	7月23日	たプロポー 例が認められ	をザれは約結募する。 応を参がした。 応を参がした。 がまれる	- るい - - るい - 者度要者な - な約を場契	た不 い者満合約 はると該応 はると はると はると はると はると はると はると はると がった はんしょう かんしょう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	プロポーザルの参加者の 募集においては、ホームページにプロポーザル情報を 掲示し、広く情報提供を行うことで周知広報に努め た。また、複数の応募を前 提とした公告文に改めた。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		これらの取扱いは、「企画面での競	
		い合いを経て、よりよい提案を事業化	
		しようとする」プロポーザル制度の利	
		点を大きく損ねるものである。	
		今後は、複数者の応募を前提とした	
		公告文とするとともに、実際に複数者	
		の応募が得られるよう努めるべきであ	
		る。(指摘事項)	
		「出資による権利」の報告について	人谷は 悪の拘紮のほで
		南和広域医療組合整備運営基金に対する出資について会計管理者へ報告さ	今後は、課の複数の係で 報告内容を確認するよう業
		りる山質について云司官垤有べ報言されていなかった事例が認められた。	務の進め方を改善してい
		財産管理及びその報告業務は、会計	あの庭の力を収音している。
		上、重要なものであり、今後は、奈良	, o
		県会計規則に基づき適正に行うべきで	
		ある。(指摘事項)	
		看護師等修学資金貸付金の償還未済金	
		の回収について	償還未済金については、
		看護師等修学資金貸付金について、	貸与者本人及び保証人に対
		引き続き多額の償還未済金が認められ	し、文書送付や電話、自宅
		た。	訪問等による督促の強化を
		滞納整理に向けた努力はされてお	図っており、今後も制度の
		り、未済額全体が対前年度比で減少し	趣旨徹底により未収金の発
		ていることは評価できるものの、いま	生防止に取り組むととも
		だ多額であることから、今後も引き続	に、滞納者に対する継続的
		き一層の収納促進に努められたい。	な納付指導を行い、一層の
病院マネジメ	7月23日	(意見) 物品購入調書の決裁について	収納促進に努める。
一次院マホング		備品を購入した際、支出手続に問題	今後は、備品購入にかか
療管理課、県		はなかったものの、物品購入調書を綴	る支出命令書の決裁時に庶
立病院法人化		じていただけでその決裁を得ておら	務担当者が調書に決裁を得
準備室分)		ず、出納員にその調書を送付していな	て出納員に送付することと
		い事例が認められた。この調書は、所	し、事務処理の適正化を図
新奈良病院建		属長から出納員に送付しなければなら	る。
設室		ないと会計規則に定められている。	
		今後は、実効性のあるチェック体制	
		の整備を図り、奈良県会計規則に則り	
		適正な事務処理に努めるべきである。	
	7 7 0 0 7	(注意事項)	
保健予防課	7月23日	未熟児養育医療費負担金にかかる債権 管理及び未収金の回収について	
		青瑶及び木収並の回収に りいて	 未熟児養育事業は、権限
		引き続き未収金の増加が認められた。	本談儿後月事業は、権限 委譲により平成25年度か
		また、滞納整理への対応にも積極性を	ら市町村が実施主体となっ
		大いていると思われる。さらに、不納	たことにより、県実施分に
		欠損処理も平成21年度が最後であ	かかる未収金は平成24年
		り、適切な債権管理がなされていると	度までの発生分がほとんど
		は言えない。	である。未収金の縮減に向
		今後は、大幅な未収金縮減に向けて、	けて、未収金対策にかかる
		具体的かつ効果的な対応策に積極的に	研修を受講した上で、債務
		取り組むべきである。 (指摘事項)	者への連絡を積極的に行っ

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
						た結果、平成26年12月 26日時点で453,127円を 収納している。不納欠損処 理に関しては、今一度対応 すべき事例を精査した上 で、今年度中に対応するこ とを予定している。 今後も本業務に取り組む ことができるよう人員配置 等の体制整備を含め、これ まで以上に収納の促進に努 めてまいりたい。
		にかあをた納にこ管が取ていわた続例約け、者さいないないない。	・ハ者対、、ため提定に債か計 原法係財・で手象そ2めら出が分権っ局 子律通産 当者の3過れさ正納とたが 爆施知調	をぶ見っなとなってとど、単元等書にに死況月い。たくなてとめ、被規にのたい亡確分と相が行っのなる、爆則基報いかし認にな続、わた財どと、者、づ告。	るてがわっ人当れ場産、こ に奈き及支い不たてか初な合調そろ 対良、びいる十りしら請かの書のと す県適過事に分支まは求っ会報後な る会切払 あもで給っ分時た計告のっ 援計な金	原子爆弾被爆者手当金の 支給事務に関のため、 会事務に関のため、 のの 会が1を を上述を をが1を をが2を をが2を をが2を をが2を をが3のの 会が3のの といび といび といび といび といび といび といび といび といび といび
		補助金及び 還金につい	書者金押暲てき帯のやては自の書音を収差整、当ないまながままながままれる。	土会復保 を支援収会支認よ向だ収と するでは、 はないではまれるででである。 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	療費の返還の場所では、	奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金のつる証式をにかるまれの金には、現在、現在、当該きを開始とので福祉しては、が破らのでは、のでは、がのでのでは、でのでのでのでのでのでのでのででででででででででで

立口		実施年月日	監	杳	 結	果	世 署 の 内 宓
日	<u>/问/又○7// / / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>	天/旭十/1日	<u> </u>	<u> д.</u>	小口		措置の内容 返還金にかかる未収金については、当該医療法人の理
							事長が詐欺及び傷害容の疑
							で逮捕・起訴されているため、今後の状況等を見なが
							ら、必要な方策について検
	薬務課	7月23日	資金前渡に	かかるヨ	見金出納	簿の作成及	討してまいりたい。
			び精算手続き	等につい	て		/hp /\ 24 \hb) = 88 \+ 1 \
			貸金前渡 適正な事務			ついて、不	資金前渡に関連して完結 されていなかった事項(出
			公共料金	を除く資	全前渡	において、	納簿作成、精算処理、利子
			現金出納簿た。次に精			ていなかっ った経費が	の歳入処理) については、 指摘後直ちに処理を行うと
			あったこと	、さらに	こ従来か	ら発生して	ともに、今後同様な事案が
						子について ったことで	発生しないように、課員に 対して今回の事案を共有
			ある。	古旧 人二		ス以日日 <i>は</i> ハマ ム-	し、注意喚起を行った。
			学に基づき			び関係通知管理をすべ	
			きである。	事体のル		(指摘事項)	
			物品購入調報			いて 棄した際、	物品購入に関連して完結
			支出手続等			•	されていなかった事項(物
			物品購入調 で、出納員				品購入調書または処分調書 の作成)については、指摘
			められた。				後直ちに処理を行うととも
			ら出納員に:				に、今後同様な事案が発生 しないように、課員に対し
			今後は、			エック体制	て今回の事案を共有し、注 意喚起を行った。
					*	祝則寺に則 るべきであ	思興庭を打つた。
	らし創造部		る。		((注意事項)	
		5月22日	 専修学校等	修学資金	. 貸付金	の償還未済	
) VIEWESKAN	9,, = = 1.	金の回収に	ついて			車体学技体学次をの返還
			かる未収金			- 1	未収金については、従来よ
			お多額の未り			•	り滞納者への文書督促や個別相談会、教促訪問を実施
			告付催告、				別相談云、首便初向を美胞してきた。
			個別訪問の				平成26年度も土日の督
			一分のられて 行い、今後				ため向を継続したところで あるが、今後とも滞納者の
			れたい。			(注意事項)	状況等の把握に努め、免除申請手続きや分割納付等に
							中間子続きや分割約り寺についても適切に指導すると
							ともに、高額滞納者に対する支払軽促用立予生は保生
							を強化するなど一層の未収
							金回収に向けて効果的な督促・回収に努めたい
	人権施策課	5月22日	平成24かる未収金お多額の未り高額滞納告付催告、個別訪られて後	ついて 年が収者の りまで は が 対相にが 対相にが 、	を 学度 と を き き き き き き き き き の る 会 り 適 納 の る た り る の 未 切 の る れ り の も し の も の も の も の も の も の し の し の し の	貸付金に、 増加し、 を を の を の の を の を を を を を を を を を を を	り滞納者への文書督促や別相談会、督促訪問を相談会、 平成26年度も土との で表したとも、 平成26年度も大とも で表したとも、 で表したともの が、の把握に努納納付する が、の把握に努納納付する が、の把握に対する が、ので指導者に を強化するなど一層の未

部局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
景観・環境局						
環境政策課	5月9日	資金前渡に ついて	かかる現	!金出納第	飾の作成に	
		資金前渡 て、資金前 納簿が作成る	渡職員が されてい 良県会計 作成し、	備える^ なかった 規則に基 適正なり	。 基づき、現 見金の管理	平成25年4月より現金 出納簿を作成し、適切な現 金の管理を行っている。
		了間際にその 例が認められ	執行ないないないできる前列払びに額。例、そな行要がにがを必ずまるのいお性	いて、 概算 と 上の全額 と を は を に で を に で に で に に に に に に に に に に に に に	契約期間終 していたいうに されたいうに されたいうに は が は が は し は し に い に い に い に い に い に い に し に し に し に	今後は、委託にかかる概 算払を執行する場合は、そ の時期及び必要性を慎重に 検討し、適正に取り扱うこ ととする。
			\mathbb{R} \mathbb{R}	7-7(0)	(意見)	
廃棄物対策調	8 5月9日	資金前渡に				平成25年4月より現金
		金前渡職員だ作成されてい	が備える いなかっ 良県会計 作成し、	べき現分 た。 規則に基 適正なり	を出納簿が 基づき、現	出納簿を作成し、適切な現金の管理を行っている。
景観・自然	· ·	入札仕様書	における	個人情報	最の取扱い	
境課 (旧風: 景観課分)	致	動争に名あ 報るのでに万物品 業業 業業 で の で に 名 あ 事 道 チ 防 は 厳 全 よ か に る な 期 間 で に 万 物 品 博 入 に る な 期 間 で に 万 物 品 博 入 間 た が に か に の が 個 さ れ の で に 万 物 品 は れ の で に 万 物 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の で に 万 か 品 が の の に か る か れ か る か れ か れ か こ か れ か れ か こ か れ か れ か こ か れ か れ	者書地まの行体け、人に書きをの積で、後う制取関情たのに決中、を、はとをり係報い作り定で地掲、、と整組法の。成	す、目載 対も備は令取 になばれる鑑の開 象にすれに扱 ついて さんしょう しょう でんしょう いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん	りいた へというと指 物の大 の数どるき行摘 地所も 謝者、と、う事 一有の 罪に再こさよ項 のようよう	平成25年9月18日付けで定めた「情報漏洩防止のための取り組みについて」に則り、職員研修を実施するとともに事業実施時には複数者によるチェックを行い、個人情報漏洩事故防止に努めている。
		平成254 支出手続きし 物品購入調 が認められる ら出納員に記	に問題は 書が作成 た。この	なかった されてい 調書は、	こものの、 いない事例 所属長か	備品購入の都度には、備品台帳への記入とともに財務システムの物品管理システムの登録を行う。年度毎には、年度内に購入した

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		会計規則に定められている。 今後は、実効性のあるチェック体制 の整備を図り、奈良県会計規則に則り 適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)	備品と物品購入調書の突合 を行い、登録漏れが無いよ うにする。
産業・雇用振興部		(12)	
企画管理室	5月8日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)	委員監査の意見をうけて、 5月12日開催各部長に 5月12日開催各部長に 会議においる日のでは 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で
地域産業課	5月8日	中小企業高度化資金貸付金等の償還未 済金の回収について 中小企業高度付金を含む)、機構 造改書度付金を含む)、規模活動に 中小企業等資金を会立の規定を含む、の では、の のの のの のの規定を のの規定を のの規定を のの規定を のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	生貸行もっるつ出努困務グンし 、評一帯担結変債認がよいに選書把償はタル善いの面手合査鑑定状行力をのが中加末とて求、とになをつ債動証サ証物とが高速を開発に選書把償はタル善いい定し及結定状行をのよりらじ収の登書にのの較いはながは、4年とがより合モン営っにや入組調産資配のにニサ改てつ固手合査鑑産をのにや入組調産資配のにニサ改てつ固手合査鑑産をのにや入組調産資配のででは、がよりによりでは、1年とののにこれでは、1年とののにこれでは、1年とののにこれでは、1年とののにこれでは、1年とののにこれでは、1年とののでは、1年とののにこれでは、1年とののでは、1年とののでは、1年とのでは、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年に

部	局及び所属名	実施年月日	監	査	結	 果	措置の内容
							めている。 また、償還未済金の回収 については、民間金融機関で債権管理業務を経験した。 で債権管理業務を経験した。 者を23年度より1名、託職員として雇用し延滞債権の 員として雇用し延滞債権の 回収強化を図っておりまい。 等の情報を把握しつながら 特別では当たっている。
	産業政策課	5月8日	ついて 公共料金 金前渡職員 作成されてい 今後は奈 金出納簿を をすべきで	等 が 備える れな	全前渡に ちべき った。 十規則に 適正な	第の作成に おいて、資 記金出納簿が 基づき、現 現金の管理 (注意事項)	奈良県会計規則に基づき、 資金前渡職員が備えるべき 現金出納簿を作成し、所属 長による月次検査を実施す る。
	雇用労政課	5月8日	にったが美なも合化のは 知るの間にの数等分プをよ加難後報業をは、いし参加を強力をよりがある。 野口前うのでさの者	にり者ら入あ一とすでるに策開か、しれでるザしるは。、は拓かプかたきこル、制こ 業も等によりの	るは、医常にはにほう ろここの 変ポ加度業を、りで目 仕よも託一し家者考企よあ的 様り一製サなどの處画にるを 書、層	絶対数が少 はするとし競 ででの競業を事業 から、1者	職業司法 職業は 大さい 大さい できがい でがい でがい でがい でがい でがい でがい でがい で
農	林 部 企画管理室	5月27日		中におけ	ける事故	で防止につい	
			事故が数件 対し、公用	認められ 車の使用 底を図る	iた。部 月にあた うととも	車使用中の 内各所属に こっては、安 に、車両の 一分に指導さ (意見)	農林部所属長会議において、部内各所属に対し、各職員が公用車の安全運転を 心がけ、車両の適切な管理 に努めるよう、指導を行っ た。また、企画管理室長か

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
HND/人 U // / / / / / / / / / / / / / / / /	77.00 I /J II	m.	<u>н.</u>	лч	<i>7</i> 15	ら部内各所属長あて「公用 車使用中における事故防止 等について」により、文書 による注意喚起も行った。
グ課	5月27日	て、変更契っていた事件	規定が無 約手続を 列が認め 強正な契	無い委託せずにられた。約事務	契約におい 概算払を行	委託契約に定めのない概 算払について、今後は、奈 良県契約規則等を遵守し、 適正な契約事務に努める。 概算払いが必要と考えられ る契約については、当初に る概算払の条項を契約 ら概算払か、変更契約を経 れておくか、
		る案 滞行工 なのにをら 木い1 すにべ内 務認 やこ件今なに事工設2も経れ農事で号今る基き部今等め事規とが後く努の事計割かずた林業()後取づで統回にら務則な認は契め設契変未か契。事の改をは扱きあ制のつれの等くめ、約る計約更満わ約 業設訂準、い、るの監いた執に	に委ら奈をヾをのの)ら変 の計し用「に適 歯査て 行基程どお託れ良締き更設限をず更 設変(す土つ正 化に不 にづに、い事た県結で手計度超、さ 計更平る木いに ・お適 あいお実で業。専しあ繍変锋え農れ 変に成こ事で専 充い回 だいに変	てき、やい配変額に長い、ぎこ戈にほこや 寒いら、たってすめ、が、約、るに更のて林て、更関23と業」約、寒てな、ってる性契開、規適。つに範(1部い)にす年との3変 に、事 て処チの約始 則正 いお匪1長る おるりざ設(更 つ支務 は理ェあ	になけていぼ3の事 い取りれ計2がはい出処 、すッる基事摘 て当%決例 て扱りて変)行意でや理 関るク内で務事 、初)裁が はい付い更のわ事 契が 係と体部きの項 軽設い手認 「に技。に規れ項 約多 法と制統遅執) 微計る続め 土つ第 関定る) 事数 令もを制	て て則事内な かい足分後すに適 内いたににッ務統、や、しがま、等務容く 工るてとではる関正 内いたににッ務統、や、しがら、等務容く 工るてとではる関正 を、等務容く 工るてとではる関正 の奈、、ます結 変適制エめに業い理 企業を関処程のをにい等事令をに契な手ばる 手処のクあい設達め の後、て過等制備お知な法務は早まが、 続理確がるて計等め の後、て過等制備お知な法務に関なま手遅 にに認不。準変与 ・の法すお備化め、周処規行に契な手遅 にに認不。準変する 実行やとるよ、。計徹を等るい規約支手遅 にに認不。準変し。 にに規とチる内ま規底防によい規約、滞 かつ不十今用更、。

部	 局及び所属名	実施年月日	監査 結!	果	措置の内容
HIS	農業水産振興	5月26日	業務委託の設計変更手続につい	,	4H FE - 1 4 1H
	課	0/, 2 0 H	測量業務委託の設計変更に 軽微な設計変更の限度額の範	おいて、	今回注意のあった設計変 更の手続きについては、軽
	全国豊かな海づくり大会推		設計の2割未満)を超えて(2 いるにもかかわらず、農林部	長の決裁	微な設計変更の限度額の範囲を超えていたため、設計
	進室		手続を経ず契約変更されている 認められた。 典せ東 業の 記卦 亦 更にない で		変更協議伺書に農林部長決裁が必要であったが、行われていなかった。
			農林事業の設計変更において 木事業の設計変更に関する取れて(改訂) (平成23年4月1	扱いにつ	れていなかった。 今後は、「土木事業の設 計変更に関する取扱いにつ
			1号) を準用することとされ 今後は、「土木事業の設計?	ている。	いて」の規定に基づいた設 計変更の適正な取扱いを行
			する取扱いについて」3(2) に基づき、適正に契約変更が	行われる	うとともに、契約事務等に ついて課内でのチェックを
	地域農政課	5月27日	べきである。 (注 補助金の交付決定額について	意事項)	厳密に行って、適正な事務 執行に努める。
	地場展以硃	3月21日	神助金の父的決定額について 平成25年度の補助金におり 綱で定められている補助金額		補助金の交付決定額については、補助金の交付手続
			金額で交付決定されているもの	のが認め	の遂行に際し、補助金交付要綱及び県補助金等交付規
			書が提出され相当期間が経過 にもかかわらず補助対象事業		則の規定に基づく適正な処 理について課内に周知徹底
			されていなかった。 今後は、補助金交付要綱及で 補助金等交付規則に基づき適ご		する。併せて、それぞれの 手続段階で、規定等を確認 して実施していることを確認
				描事項)	して実施していることを確認できるよう、事務処理の チェックリストを定めて、
			補助金の実績報告書について		再発防止に努める。
			平成24年度の補助金におい	•	
			績報告書の確認及び文書の保 がされていなかった。補助金		いても、補助金の交付手続の送行に際し、補助会会は
			に基づき提出された実績報告		の遂行に際し、補助金交付 要綱及び県補助金等交付規
			ては速やかに確認を実施する	るととも	則の規定に基づく適正な処
			に、奈良県行政文書管理規則に 適正な文書の保存・管理に努る		理について課内に周知徹底する。併せて、それぞれの
				:意事項)	手続段階で、規定等を確認
			, L	, ,	して実施していることを確 認できるよう、事務処理の
					チェックリストを定めて、 再発防止に努める。また、
					文書の管理について、県行政文書管理規則の周知を図
			農業改良資金貸付金の償還未 収について	済金の回	り、再発防止に努める。
			農業改良資金貸付金の償還 は、前年度末と比較して大き		農業改良資金貸付金の償 還未済金については、訴訟
			ているものの、なお多額の償却が認めなった。	還未済額	提起又は分割返済で対応している。新計規制した案件
			が認められた。		ている。訴訟提起した案件

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			分割返済の実行や訴訟提起など未収 金の回収に向け努力されているが、新 たな未収金の発生防止に努めるととも に、今後も一層、未収金の収納の促進 に努められたい。 (意見)	は、全て県勝訴の判決、確定 とこの いっかい いっかい のの いっかい のの いっかい のの が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で 割 が で ま な な な な な な な な な な な な な な な な で
	林業振興課	5月26日	林業改善資金貸付金の償還未済金の回収について 林業改善資金貸付金の償還未済金額 は前年度末と比較し減少しているもの の、なお多額の償還未済額が認められた。 支払督促や分割納付指導等、未収金 の回収に向け努力されているが、とと な未収金の発生防止に努めるととも に、今後も一層、未収金の収納の促進 に努められたい。 (意見)	林業改善資金貸付金については、借受者の返還状況を随時確認し、借受者といいの連絡を頻繁に行うことに所定ののでであるというの発生では、滞納るといるでは、滞れるをできるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできるできる。というできるのでは、できるできる。というできる。
県	土マネジメント部			
	企画管理室 (収用委員会 事務局)	6月5日	公用車使用中における事故防止について 土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)	平成27年1月5日付け 県土企第321号「県有自 動車の事故防止等について (注意喚起)」により各所 属長あて通知を行い、各職 員への注意喚起、周知徹底 を図った。
	公共工事契約課 用地対策課	6月5日	資金前渡にかかる現金出納簿の作成について 公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。 (注意事項) 物品購入調書の決裁について 平成25年度に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書の作成にあたり、決裁を得	速やかに現金出納簿を作成し、奈良県会計規則に基づいた処理を行っている。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金管理に努める。 当該物品購入調書については、備品購入にかかる支出命令書の決裁時に、庶務

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ず担当者が調書を作成するに留まっていた事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)	担当者が調書の決裁を得ることとした。
	道路建設課	6月3日	契約解除に伴う損害賠償金の債権管理	
	担 的准	0 Д 3 П	天利 所称に 日本 で について 大ので でで でで でで でで でで でで でで でで でで	それぞれの債務者に対し、訪問により直近、催告とと、等を記し、事業記録を担合をできた。 一年の処理状況等をは、「奈良は、「奈良は、「奈良は、「奈良は、「奈良は、「奈原係びで理が、「奈原係がでで、一年の後は、「奈原係がでで、「中国では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、、「は、「は、」は、「は、、「は、
	道路環境課	6月3日	物品購入調書の作成について 平成24年度末に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)	物品購入調書については 速やかに作成し出納員に送 付した。 今後は奈良県会計規則に 基づき適正に会計事務を行 うとともに、書類の不備等 が生じないように内部のチ ェック体制の充実を図るこ とで、再発を防止する。
	道路管理課	6月3日	公用車の自賠責保険料の支払について 公用車の継続車検受検にかかる自賠 責保険料において受検日後の支出が認 められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し 保険会社等への立替払を強いることと なるため、今後、自賠責保険料の支出 については適正に処理すべきである。 (注意事項)	今後は、公用車継続車検 受検時の自賠責保険料につ いて、車検満了期日を再確 認のうえ車検受検前に前払 いによる支出を行うよう、 奈良県会計規則ほか各関係 法令、通知等に基づき、適 切な事務処理を行うよう課

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
				内周知を徹底し再発防止に 努める。
	砂防課 深層崩壊対策室	6月5日	公有財産の台帳登載について 所管する出資による権利について 公有財産台帳に登載されていないもが認められた。 これは、財産管理の新システムへ 該データを移行しなかったためで る。今後は、奈良県公有財産規則及 関係通知に基づき適正な事務の執行 努められたい。 (注意事項	、 登録漏れのあった1件の 出えん金について、平成2 6年9月16日付けで台帳 登録(システム登録)を行 った。 び
ま	ちづくり推進局			
	地域デザイン推進課都市計画室		補助金の実績報告書の確認について 補助事業について、実績報告書及 請求書、領収書等の証拠書類は提出 れているものの、支出内容が高さっていないなど補助金の目的に適合するのであるかどうかの確認が十分でていないものが認められた。 今後は、事業者より実績報告ととに、補助対象経費が適正なものといるとは、事業をととに、補助対象によりまなものといるといるといる。(意)	ともに、別紙に記載のうえれるとせる又は請求書における但し書きに購入物品名を記載させる等補助対象経費が適正なものであることが判断できる証拠書類を徴し、必要に応じ現地調査等しより十分な確認を行うこととする。
	奈良公園室	7月22日	契約保証金の受入事務について 奈良公園観光情報発信事業におい 契約保証金の受入事務の遅延が認め れた。 今後は、奈良県契約規則に基づき 正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項	に努めるとともに、契約を 交わす場合の契約保証金免 除規定の適用については迅 速に審査・確認を行うよう
	住宅課	7月22日	県営住宅使用料等にかかる未収金の 収について 県営住宅使用料、入居者負担修繕 明渡請求後の住宅損害金においた。 収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制制 などの民間でで、 で、指定管理者等と連携しし一層、 等、指定管理者等と連携も一層、 等、指になるが、 が、 会び収納の の発生防止及び収納の の発生防止及び収 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・ 県営住宅使用料について は、その納付を確実にする ために、口座振替払いを促 進するとともに、口座引き 落としが不能であった者や 直接払いを行う者に対して は、現地における収納窓口 の開設、戸別訪問による納

部	局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
			県 回 す金水成め 学収 一るし道25 10 11 11 12 13 14 14 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	水で 営金道未こ 、と 道 住を局収お 県連 料 宅県に金い 営携	に は で は で 払 発 未 に に に は で 払 発 未 に に の の も る も の も の も の も る る る る ら る ら る ら る る る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	る 居居いての 事未 収金 利らこ、が 及の の 用集の平認 び発	では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では大きなである。 では、た。なののるた渡に発続果い では、た。なののるた渡に発続果い では、た。なののるた渡に発続果い では、た。なののるた渡に発続果い では、た。なののるた渡に発続果い 大きなでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
会	計 局						ら、未収金の回収に努める。
	会計局	8月1日	透明性及び意契約の締結を図るよう、ある。	おいては 競争に た が 大 が 大 が 大 が れ な れ に れ れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ れ に に れ に る に に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に に	は、雑ない 定ない 定ない これ また また また また また また ままま ままま ままま ままま ままま	正な取扱いるところで 至において、 約について れていない	プロポーザル方式による 契約については、契約方数を 実施方容や実施方法 等が部局間で大きく異全 で大きがいた 取扱いされて 取扱いにあることは していない はんして かない 現状にある計局として かな処理方法やルール策

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			が明確にされていないことなどに起因すると思われる事例が散見された。 会計局においても、様々な取組がなされているところであるが、なお一層、契約事務の適正化に向け、関係例規や基準、考え方等を具体的に示してその周知を図るなど、指導の徹底に努められたい。 (意見)	ではいてでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
議	会事務局			2 1 2 1 2 3
	議会事務局	7月31日	補助金交付決定前の事業着手について 平成25年度の補助金において、補助対象事業の着手後に補助金交付申請 書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。 補助金の交付申請及び交付決定は、 補助分象事業の着手前に行うことが必要であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、 適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	平成26年度の補助対象 事業の着手前に、補助金の 交付決定を行った。 今後は、奈良県補助金等 交付規則及び補助金交付要 綱に基づき、適正な事務の 執行に努める。
教	育委員会			
	企画管理室	8月4日	公用車使用中における事故防止について 教育研究所において、公用車使用中の事故が認められた。 事務局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全 運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)	教育委員会事務局各課 (室)及び出先機関の長に 対し、公用車の使用時の安 全運転の徹底及び車両の適 切な管理について、所属職 員への周知徹底及び厳格な 指導を行うよう通知した。
	学校支援課	8月4日	奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済額の増加が認められた。三奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められた。文書や訪問による督促・催告、外部	奨学資金貸付金の償還未 済金については、従来より 滞納者への休日を含む訪問 督促や返還相談会(県内1 7会場)の実施、さらに、 支払督促等の法的措置や、 所在不明や遠隔地等で回収 が困難な債権についての債

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
	犬がですが、	悪いまり未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、収納方法の拡充や実効性のある徴収体制を整備するなど、より効果的な収納対策の強化に取り組み、収納の促進に努められたい。 (注意事項)	を年の学年回充 学はなり関し納 決還収るへにをの性し済たでは現直もし 支の加年金に上い、後名のの対。に奨済平替ら便図与与け未収の対応、図と続い、育還め座行還向は等意発や託座しを上き回充。学のが表 修金を2能行向て請了よに回大金替口り納きに関連を表 修金を2能行向て請了よに回大金替口り納きに関連を表 では、選の後時のの組委口大加向引の。 は 選のは 選点は、 と
		高等学校授業料にかかる未収金の回収 指導について 高校授業料の会にのいては、では、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	高等学校授業料の未収理を表記では、未収理を担い、未収担の主題をでは、大変をでは、大変をできる。本のでは、大変をできる。本のでは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
教職員課	8月1日	新聞購読料の支払について 平成24年度に支出すべき新聞購読 料を平成25年度予算で支出している ものが認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備 を図り、会計年度独立の原則に基づき 適正な予算執行に努めるべきである。 (注意事項)	債権者からの請求が出納 閉鎖期間までになかったため、次年度予算での支出と め、次年度予算での支出と なったものである。今後は、 以下のような確認を行うこ とにより、内部のチェック 体制をより強化する。 (1)契約の履行以降の相 手方からの請求状況の確認 (2)年度末における当該 年度の予算執行状況の確認
学校教育課 生徒指導支援室	8月1日	ボランティア保険の加入手続について ボランティア活動保険について、保 険料の払込がボランティア活動開始日 より後に行われていた。補償期間は、 加入手続完了日の翌日から年度末まで であることから、今後は、適時に加入 手続を行うべきである。 (注意事項) 負担金にかかる変更承認手続について	今後は、ボランティア活動開始日より前に保険の加入手続を行う。
		第57回奈良県へき地教育研究大会 の負担金において、事業に要する経変 の配分を変更したにもかかわらず、 更内容の承認手続を行っていない が認められた。 今後は、負担金交付要綱に基づき変の ととした。 今後は、負担金交付要綱に基づき変のと 実施計画に変更が生じた場合は、 実施計画に変更が生じた場合と経費 分変更の手続をとるよう指導すると もに、額の確定においては、事業報ど、 もに、額の確定においては、事業など、 もに、額の適正な履行確認に努められた りまた。 (注意事項)	今後は、負担金交付要綱 に基づき、実施計画に変更 が生じた場合は、変更の と を精査し、速やかに経 費の配分変更 員会の まう まう まう まるととも に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
		補助金の交付決定について 補助金の交付申請を受理しているに もかかわらず、交付決定がかなり遅延 している事例が認められた。 当該補助金交付事務の手順を再検討 し、今後は補助金の交付目的と奈良県 補助金等交付規則の主旨に則した執行 に努めるべきである。 (注意事項) 委託業務の内容等について	今後は、補助金の交付目 的と奈良県補助金等交付規 則の主旨に則した事務を行 い、交付決定が遅延しない よう努める。
		県内高等学校が組織する各種連合会に対する委託業務において、委託業務の目的や内容が明確にされていないものが散見された。 今後は、業務についての目的や内容を明確にし、適正な事務執行に努めるである。 (注意事項) 資金前渡の精算手続について 需用費その他(研修会資料代)の資	今後は、委託業務についての目的や内容を明確にし、適正な事務執行に努める。 今後は、チェック体制を

部	局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			金前渡において、精算が完了していな	強化し、奈良県会計規則に
			い者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。	基づき適正な事務処理を行
			ていた。今後は奈良県会計規則に基づ き適正に処理すべきである。	う。
			(注意事項)	
			内部統制の強化・充実について	
			前年度に内部統制について意見を出	今後は、課内において関
			したところであるが、今回の監査にお	係法令や規則等を周知徹底
			いても契約、支出事務等に不適正な事	し、課員一人一人の理解を
			務処理が多数認められた。	深め、互いにチェックでき
			事務の執行にあたっては、関係法令 や規則等に基づいて処理するととも	る環境を整えることにより、海にな事務が研に努め
			で 規則等に 基づい た処理 りるととも に、 決裁過程におけるチェック体制を	り、適正な事務処理に努めしる。
			強化するなど、実効性のある内部統制	る。
			を整備し厳正に対処のうえ、万全を期	
			されたい。 (注意事項)	
	保健体育課	8月4日	物品購入調書の作成について	
			備品を購入した際、支出手続に問題	今後は、課内において会
			はなかったものの、物品購入調書が作	計規則や関係通知等を周知
			成されていない事例が認められた。こ の調書は所属長から出納員に送付しな	徹底し、課員一人一人の理 解を深め、互いにチェック
			ければならないと会計規則に定められ	できる環境を整えることに
			ている。	より、規則に則り適正な事
			今後は、実効性のあるチェック体制	務処理を執行するよう努め
			の整備を図り、奈良県会計規則に則り	る。
			適正な事務処理に努めるべきである。	
	本小肚扣 去無	0 1	(注意事項)	
	文化財保存課	8月1日	補助金にかかる変更承認手続について 補助金の交付事務において、必要な	 今後は、奈良県補助金等
			変更承認の申請手続が行われていない	交付規則に基づき、補助対
			ものが認められた。	象事業者に対し必要な変更
			今後は、補助対象事業者への指導に	承認の申請手続きを指導す
			努めるとともに、奈良県補助金等交付	る等、適正な執行に努める。
			規則に基づき補助金交付事務手続の適	
			正化を図られたい。(注意事項)	
			公有財産異動等報告書の提出について 委託料で取得した工作物について、	 指摘を受けた公有財産異
			公有財産異動等報告書の提出を行わな	動等報告書については、指
			かったため、総務部長が備える公有財	摘後速やかに提出し、公有
			産台帳への登録が漏れているものが認	財産台帳への登録を完了し
			められた。	た。
			今後は、奈良県公有財産規則及び関	今後は、奈良県公有財産
			係通知に基づき適正な事務の執行に努	規則及び関係通知に基づ
			められたい。 (注意事項)	き、適正な事務の執行に務 める。
警	察本部			ゲノ'み o
	警察本部	7月31日	放置違反金にかかる未収金の回収につ	
		, ,, <u>o</u>	いて	
			放置違反金において、前年度に比べ	滞納者に任意納付を促す
			減少はしているものの、なお、多額の	ため、平成25年7月から
			未収金が認められた。	催告状に「財産の差押えに

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等による未収金の回収に努められているところであるが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (意見)	ついて」という通知文の同 対を始めたころ、催告昇 するなど対対見ら記述と考さるで、今後続いのでは が上るなどが見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは が見いでは がはなど がはなど がはないでは がはないでは がはないでは がはないでは がはないでは がはないでは がはないでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で
		随意契約における見積書提出業者の選定について 感染性廃棄物処理業務委託において、2者の見積合わせにあたり、過定定業的、過に表さされる方之、固に業者から見積を徴し、れたらずると契約しているといえる。とり、見積徴取業者の選定にあたを見付な競争の確保、充実質的な競争の確保、充実質的な競争の確保、充意見) 公用車使用中における事故防止につい	現在の見積徴取業者は、業務の重要性を考慮し、過去し、結合を考慮を発展である。
		で 警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。 前年度に比較して事故件数が増加し、かつ、不注意による事故も多く見られる。 警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)	交通事故の当事者となった職員に対して安全運転講習を実施するととも下職員に対してといい。 習を実施するとと部ででは、員のの安全運転での数値をできるでは、 の安全運転では、員のでは、 の安全運転では、 の安全運転では、 のでは、 をでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 において、 をでするでは、 において、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない、 の保持をない。 のの保持をない。 のの保持をない。 のの保持をない。 のの保持をない。 ののより、 ののない。 ののより、 ののない。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 の

イ 出先機関

部	局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
健	康福祉部						
	中和福祉事務	4月18日	生活保護費	区還金	にかかる	未収金の	回
	所		収について				
			生活保護	費返還?	金におり	て未収金	変還金発生を未然に防止
			大幅な増加え	が認めら	られた。	電話、訪問	問 するため、夏季及び歳末時

部局及び所属名	実施年月日	監	査 結	果	措置の内容
		等により未収るが、適切な 一層、収納の(金の回収に努 債権管理を行 足22年度から なかっことから あるのにあり 基準及び関係	めいれ不該、てあいれた。 いた納債消はに で後、損は時債減、 種が、 種が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	で発当告際がのし成可が絞の発行 て状況告をめ い処づるにがつた で発当告際がのし成可が絞の発行 て状況告をめ い処づるにがでいて で発当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で発出してをすたとに高世向本の 義き行電る収 欠債関な平消1を で変当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で変当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で変当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で変当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で変当告際がのし成可が絞の発行 で状況等、実でまて分きこお経い で変が表に、のの訪施いたは基適とい過では、が明け確組も、生に啓向え 者帯、に入回 処不通理2時のういでは、11を で変がよれて、11を で変がある。、引把送問しく、今準時とでし、 で変に、11を で
視覚障害者福祉センター	3月24日	金部では、きるべのにがをががなる。これではできるでのにがをががない。これでは、きるべのにがをががない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	つ漏め良正どで 算 か支えめ了蚤県でなれた。 いれれ会行チる 続 資ににれての計場のでででする。 のでではいいでではいないではいいができる。 会備の規、ップでは関精たい渡別では、ップでは関係のできます。 会にはいかでは関係のできまいる。 は、ップでは、からできまいる。 は、かっているでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、から	管理 及数体注 て資証をたに 一基 の の 制ま 金拠作、もてづ 係に充項 渡なし該かた適 がなし該かた適 まま)	ある。 今後は複数の者による確認を徹底し事務所内のチともに、変換を徹底し事務の執行にととにが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
こども・女性局	关十八日		旧 臣 V
精華学院	4月15日	立替払について 重量税印紙及び賄材料費の支出において、職員が立替払しているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払の規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。 今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。	今後は、立替払が発生しないよう職員への指導を徹底し、適正な支出事務の執行に努める。
医療政策部			
薬事研究センター	4月18日	随意契約における見積書提出業者の選定について 除草、清掃及び消毒業務委託において、3者から見積書を徴してががのいる。 (京都においるが認められた。 (京都があり実質的な競争が働いていないものが認められた。 また、清掃業が時では、対した、清掃においるでは、対した業者が特定業者に固定され、対した業者が特定業者に固定するものが見受けられた。 見積徴取業者の選定にあたっては、実質的な競争の確保、充実を図るようのあられたい。	清掃業務委託についてな 清掃業務委託についてな 見積年度契約からした。 見積世業者を選定し木剪 会年業務でのいても 会年業務でのいて 事業を選定を確保を 実めに での の の の の の の の の の の の の の の の の の の
病院マネジメント課(旧奈良病院分)	7月25日	医業収入にかかる個人未収金の回収について 医業収入において、多額の個人未収金が認められた。これで3年連続、対前年度比で大幅な増となっている。今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止により一層努めるべきである。 (指摘事項)	

か旦及び正尾々		監	 査 結	果	世 果 の 内 宏
部局及び所属名	実施年月日	監 随意契約理E			措置の内容
		DPCで、『 につず、『 でで、『 でで、『 でで、』 でで、『 でで、』 でで、『 でで、』 でで、『 でで、』 でで、『 でで、』 でで、『 でで、』 でいた。 できるで、 できるで、 ときて、 とって、 とって、 とって、 とって、 とって、 とっと とっと。 とっと とっと とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と	ータにか理していか理じていないでは かでないでない等の間では かった等の間では も も も も も も も も も も も も も る る る た り た り た り た り た り た り た り る り る	る分析委託契約 日や分割様注か また、の報子を 子契約が認め 時の関係が認め 等の関係るよう等 (注意事項)	公平性をより重視し、随意 契約は極めて限定的なもの とし、一般競争入札による ことを前提に、適正な調達 手続を行う。
		部分払の て、変更契約 った事例が記 また、部分 はなく契約額 今後は、	規定がないる 約手続をせる 恐められた。 分払されたを 質の半額であ 適正な契約 ある。	事務の執行に努 (注意事項)	今後は関係職員に委託内
		医療用器 に偏って活用する して活用する 断及 患者サー ことから、	滅備品の取得 た。最新の限 ることは、別 において ービスの向 一 今後 の 、 適切が の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	時期が年度才 医療機器を導力 医病の的となる 要なことがる こにも効果的な は時期に医療機	は、機器の必要性、活用目的、類似機種の比較、機器の見直し、試用結果の評価及び価格等を総合的に対して発注するため、一連の事務処理に時間を要し、取得時期が年度末に至
		とも、業務数額を 事規則に、 決制を 強化する	内部統制につるが、今部統制にの るが、外事 が、外事 からにあれた。 で 基過と は るなど、 実 なな と なな と なな と まるなど に まるなど まるなど まるなど まるなど まるなど まるなど まるなど まるなど	:ついて ついて注意した ついて注意した ついて注意した にはない には、関係法令 にに処理する がは、処理する が性の が性の がは、 にはずる にはずる にはずる にはずる にはずる にはずる にはずる にはずる	事務の執行に際しては関係法令や規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の再確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、印鑑の確認等に関し担当職員への指認等に関し担当職員への指導を徹底する。また、各決裁過程における複数の職員
病院マネジメント課(旧三 室病院分)	7月25日	26年3月 が完了すべ をとること	年度の委託 3 1 日まで 8 ところ、 3 もなく、一音	約について 契約について、 こすべての業務 変更契約の手線 形の業務が26 いる事例が認	今後は関係職員に委託内 寄 容と関連規定を周知し、業 読 務完了確認の徹底など事務

部局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
		められた。				
		委託料の全	額を26	年4月	に支払って	
		いた。				
					関係法令に	
		則り、適正	な事務執			
		ある。			(指摘事項)	
		医業収入に	かかる個	人未収	金の回収に	
		ついて) — 1:>>	• n4 h	広 いっコレン 4十	
					度に引き続	未収金の縮減に向け、回
		き、多額の何			りられた。 ているもの	収業務の初期対応として発
		の、対前年月				生予防業務を集中的に実施・強化する。回収業務の早
		残額が多額				期対応として、督促や電話
		た顔か多領き適正な債			•	催告、分納相談等を迅速か
		よる早期回				つ積極的に行う。回収困難
		な未収金発				案件は、回収業務委託先の
					覚した入院	法律事務所に早期に委託し
		の診療報酬				て回収強化を図ると共に法
		ても、近年中				的措置も検討する。
		回収促進に			- •	また、クレジットカード
		体的な方策	を検討さ	れたい	0	や高額療養費限度額適用認
			_ 13 17 1		(注意事項)	定制度等の活用を一層進め
						るとともに、会計部署と相
						談担当部署が連携を密にし
						て保険未加入者や身寄りの
						無い者等に対するきめ細か
						な相談を実施し、公的支援
						制度の活用促進を図るな
						ど、関係部署が一体となっ
						た未収金発生の抑止に努め
						る。
		委託契約の		-	-	A WAY BE WALL BY A TAKE
					業務内容や	今後は関係職員に委託内
		業務量が明確なない。				容と関連規定を周知し、契約中容の日本しなど東次知
		が認められる	-			約内容の見直しなど事務処理の第二化な図え
		障はなかった	_			理の適正化を図る。
		寺について が認められ		すべてく	4ノ/よV'小人/兀	
			•	由 老	への食事の	
		提供が適正				
		から、実態				
		を検討され		- ノヘルコト リ・	意見)	
五條病院	7月25日	委託業務完		額支払!		
1214/14/24	,, = 9 ,,				、委託料の	従来、点検業務と修理業
		全額を支払・				務は別契約とし、点検委託
					奈良県会計	業務終了時に当該経費の支
		規則等に基	づき、委	託業務	の完了を確	払を行っていたため、今年
		認のうえ支	払を行う	べきでお	ある。	度は修理業務を点検委託業
					(指摘事項)	務に含めていたにも拘わら
						ず、誤って点検委託業務終
						了時に支払を完了した。今

部局及び所属名	実施年月日	監		結	果	措置の内容
中区3人 O /// /图/4	<u> Диш I Л II</u>	m.	<u>н.</u>	//·H	ZIS	後は、関係職員に委託内容 と関連規定を周知し、業務 完了確認の徹底など事務処 理の適正化を図る。
		 随意契約理	由の妥当	件につ	いて	座の順正化を図る。
		医治法を、	品令と事地よめるの明点の第し例方るで。よ性か質1でに公こ限・う・らく	(音) 植女生 こと はい での 終るの 則 採 にを 注	い2年も製で用したでで第行の約あさいの名はりれて重規地項では一、るは現則で重規則を対象をは現りがである。は視則を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	で行うため、複数の業者と 幅広く価格交渉を重ねて経 済性と迅速性等を総合的に 判断し、他社より極めて低 価格を提示した者と相対取
				albil = *	(注意事項)	達手続を行う。
		責保険料に められた。 自賠責保 保険会社等 なるため、 については	継続車検 おいて 強料の後 への後、自 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	受検日後 投入 投入 投入 投入 はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	かかる自賠 の支払が認 業者に対し は は いること は は いる で ある。 (注意 事項)	自賠責保険料は、車検申 込時に先払の事務処理を行 い、車検終了後の費用の支 払と明確に区分することで 事務処理の適正化を図る。
		必要な書類 いない事例 今後、財 いては、奈 い、必要 きである。	の高調のが産良なる解している。	と受けるの と受けるの かれた。 対を受業 売 売を 適正	にあたり、では、次表を得てる場合には 活力はでは、 にあたり、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に遺漏があった。今後は、
		医業収入に: ついて	かかる値	圖人未 収	は金の回収に	
		医業収入金額に 金が認収ので ので ので がいて がいして かいした かいした かいした かいした を はい のが はい のが はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	れた。 け、よから で電る 度 残 適 る 未 れ た た た た た た た た た た た た た た た た た た	写来受診・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	行うなど努	未収金の縮減に向け、回収業務の初期対応と発生予防業務を集中的に実施・強化する。回収業務の早期対応として、督促や電話催告、分納相談等を迅速かつ積極的に行う。回収困難案件は、回収業務委託先の法律事務所に早期に委託して回収強化を図ると共に法的措置も検討する。

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	 果	措置の内容
						また、クレジットカードや高額療養の活用を一層進め 一層進動 一層進動 一層 世界 一層 世界 一層 世界 一層 世界 一層 一層 世界 一個
		に に に に に た び サ 、 に た の 者 ら 、 に た め れ う に た り た り に れ ら に れ ら れ ら に れ ら れ ら に れ ら れ ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら	械たるこスは、よ 品最とい向計切検 はて上画な討	取の、重に的時とは、重に的時れ、重に的時れである。	期機のこな果医ハミな果医はいることが的療(さない機意)を対したがの機(前のとがの機)を持たい。(は、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの	医療用機械備品の取得は、機器の必要性、活用目的、類似機種の比較、機器の見直し、試用結果の評価及び一種でで発生するため、をで発生するため、を明まれたところ。 今後は発生するに関連の定期が年度をは発生ので発生がで発生がで変に、 一、たところ。 一、たところ。 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
之		き続き、委 等に不適正: 事務の執 や規則等に	査においない ない ない ない ない ない ない にい でい でい でい でい でい でい とい ない ない とい ない ない ない いい ない いい いい いい いい かい いい いい いい いい いい いい いい いい	て備多つ適お実にも品いてででは、の適は、このでは、これでででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	昨年度に引 取扱い事務 かられた。 関係法令 処理すっクト のある内部	事務の執行に際しては関係法令や規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の再確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、印鑑の指導を徹底する。 また、確関し担当職員へ各職員における。 また、職員によるチェック体制の強化充実に一層努め、厳正な事務処理に努める。
まります。 種原公苑	3月24日	ない現金を	について 員が事務 収納して 現金収納 づき適正	・ の委任 いた。 hについ Eな会計	を受けてい て奈良県会	分任出納員への事務委任 に関する関係規程を改正 し、平成26年4月1日よ り当該現金収納事務を行う ことができることとした。 今後は、現金収納について 奈良県会計規則に基づき適 正な会計処理の徹底に努め る。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		覚書による長期賃貸借契約について カラー複合機の賃貸借において、長期継続契約の手続を経ずに、覚滞したる情報を経ずに、統領の手賃貸付した。 りまれた。 りまれた。 しかも、中途解約しては残りのが認めでもは、会員を表すがある。 したるとは、会計年度がある。 は、会計年度がある。 は、会計年度がある。 は、会計年度がある。 は、会別等に基づきの教行方法についての教育の教育の教育がある。	関係機関との協議のうえ、覚書の期限年度である 平成26年度末をもって当 該契約を終了することとした。今後は、会計年度独立 の原則及び奈良県契約規則 等に基づき適正な契約業務 の執行に努める。
		公苑本館の更衣室使用料を徴収する際の釣銭にかかる貸付金について、誤って資金前渡により支出処理し、精算処理を行っていなかった。貸付金は、奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可能な経費に含まれていない。今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 資金前渡事務について	釣銭に係る貸付金につい ては、平成26年度より橿 原公苑長と出納員で貸付契 約書を締結したうえ貸付を 受け、年度終了時に返納に よる精算処理を行うなど よる精算処理を行うなとと よる精算のですることと まる後は、奈良県会計規 則に基づき、適正な事務の 執行に努める。
		公共料金にかかる資金を できるたこで支出する できる前渡とに払います。 ととでする前渡とでする前渡とです。 できる前渡ででする前渡でできるができるができるができるができるができるができるができるができるができる	資金前渡事務について は、平成26年度より支出 書類等の再度チェックの機 会を設け、支払時、精算時 等における内部チェッと 制の強化を図ることと計 た。今後は、奈良県会計規 則及び関係通知に基づきめ る。
		事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 使用料の徴収額について 奈良県立都市公園条例に基づき徴収 する使用料について、過徴収が認めら れた。 同条例の一部改正により減額があっ たが、使用料の徴収額を改正前の旧額 により調定していたものである。	過徴収した奈良県立都市 公園条例に基づき徴収する 使用料については、平成2 6年度中に返還することと した。今後は、使用料の徴 収について、事務処理に留

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		適正に処理するとともに、今後の事 務処理に留意すべきである。 (注意事項)	意し、適正に処理するよう 努める。
		支出科目について 清掃消毒業務及び事務用用紙の支払 において、誤った支出科目による支出 が認められた。 今後は、適正な科目で支出されたい。 (注意事項)	誤った支出科目による支 出については、直ちに支出 科目の訂正を行った。今後 は奈良県会計規則に基づ き、適正な科目で支出する。
		随意契約における見積書提出業者の選定等について	で、週上は行日(又山りる。
		地方自治法施行令第167条の2第 1項第1号(少額随意契約)により 結した16件のうち11件の委託契約 については、前年度と同じ業者の表 については、前年度と高額では、 積書を徴していた。と同によった。 のことは、第一世にあった。 見積競争を実施するうれる。 一会後は、競争性、選定に努められる。 一会後は、適正な業者選定に努められる。 一会がら、適正な業者選定に努められる。 を関点から、適にな業者選定に努められる。 のの強化・充実について	見積書徴収業者の選定に 係る統一的な基準がないり、 平成26年度より、 新たに発注可能な業者を収 者とから、平成26年度より、 新たに発注可能な業者収 者と変更、見積書徴収 者を変更、追加等した。 後は、の観点から、適正との 明性の観点から、 積選定に努める。
		今回の監査において、使用料の調定 事務、現金収納事務、契約事務、資金 前渡事務等について不適正な事務処理 が多数認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令 や規則等に基づいて適正に処理すると	不適正な事務処理の根絶 のため、決裁過程における チェック体制を整備するほ か、所管課(スポーツ振興 課)による巡回相談や検化 ・充実を図ることとした。 今後は、事務の執行にあた って、関係法令や規則等め る。
食品衛生検査所	2月18日	資金前渡の精算手続について 需用費その他(研修会資料代)の資 金前渡において、前渡資金の精算手続 を行っていないものが認められた。ま た、精算が完了していない者に対し、 重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき適正 に処理すべきである。 (注意事項)	前渡資金の精算手続を行っていないものについて、 早急に精算手続きを行った。今後は、奈良県会計規 則に基づき適正に処理する ように努める。
農 林 部 中央卸売市場	4月11日	市場使用料等にかかる未収金の回収について 市場使用料等にかかる未収金は前年 度に比べ減少しているものの、なお多 額の未収金が認められた。 滞納等ルールを守らない事業者を撤 退させる入退去基準を設ける等、悪質	平成25年度は未収金が 発生している営業中の事業 者に対しては、入退去基準 及びそれに基づく滞納整理 事務マニュアルにより納付

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		滞納者に対する納付指導強化に着手されているが、今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見)	指導・督促を実施し、その 保証 とを7件充り上の長期末時 で15年3月末平6年3月末平6年3月末平6年3月末平6年3月末平6年3月末半十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
家畜保健衛生所	4月11日	長期継続契約の手続を欠く長期賃貸借契約等について リース別に有りの後の機械に対した。 (再リース)に複数を密の手続を含まれたの長期がある。 (事別を経験を含まれたのでは、要別がないでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、要別がでは、では、要別がでは、事務のでは、事務をは、事務を表します。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ま	には結たの で度賃後る正規理 を名がいり、な を名がいり、な を名がいと約、て正規理 のでは結たのででは、 のではは結とをがいますが、な を名がいますが、な をの借り、になり、な をのでは、 ででは、
		家畜保健衛生所関係手数料において、分任出納員が現金を収納していたが、分任出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則に基づき、分任出納員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載すべきである。 (注意事項)	現金収納にかかる現金出 納簿の作成については、分 任出納員ごとに現金出納簿 を整備した。今後、会計規 則に基づく適正な事務処理 に努める。

部局及	び所属名	実施年月日	監	査 結	果	措置の内容
			内部統制の強 前に対した。 おいまでは、 おいまでは、 はいまでは、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 ないまでも、 なっとも、 なっとも、 なっとも、 なっとも、 なっとも、 なっとも、 とっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 も、 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	食化・充実につ 内部統制についるが、今にの監めるが、今にのの医のでででででいる。 かられた。 からあたってはまでででいるではないではないではないではないではないできます。 というではないできますができます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 というではないできます。 といるできますができます。 というできますが、これできます。 というできますが、これできます。 というできますが、またではないできます。 というできまないできますが、またできます。 というできますが、またできますが、またできます。 というできますが、またできまたできますが、またできまたできますが、またできまたできまたできますが、またできまたできまたできまたできまたできまたできまたできまたできまたできまたでき	いて いて注意した を査において 適正な事務処 、関係法令 るとと体制を らる内部統制	内部統制の強化・充実について、事務の執行による最等のは、その根拠とな規則、契約規則を対解しては、決裁過程、施行となど、決裁過にともに、決裁過程でもがある。を必ずによる。ができるが、はいずいでは、大きなが、なが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、は、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが
-	委員会	O ∏ 4 □	公田市井田 -	カルセルフェサ	はについ	
	育研究所	8月4日	で 公用車使用れた。 公用車の係転の徹底を図な管理に努め		生が認めら には、安全運 車両の適切 (指摘事項)	平成25年9月20日の 県有自動車事故の発生を受けて、10月3日付けで、 事故を起こした職員に対し 教育長名で「事故防止についての注意喚起」を行うと ともに、平成26年3月10日に研究所員を対象と開 に安全運転及び事故防止について周知を図った。
高	円高等学校	1月28日	日度さ手負を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	出ている はてい、係べ 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に 大会に	日本語 は は で 成 ら 担 が は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	旅費の年度末支払いに支払を では、この年度では、この年度では、この年度では、この年度では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この

部局及び所属名	実施年月日	監	査 結	果	措置の内容
郡山高等学校	1月30日	証紙などでいた。 でいるまた工書が がいまた正書が 離している。 を関している。 ががまればいる。 ががまればいる。 がはいる。 がし。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がしる。 がしる。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし	成24年度の 収納簿収納代出 場においた と 説の は 説の は 説の は い に い た い た い た い た い た い た い た い た い た	手続について る予さか収う を、適 の処理に が原事 防今切注 がののでででででででででででででででででででででいでです。 でのでででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのでででいる。 でのでででいる。 でのでででいる。 でのででではいる。 でのででででいる。 でのででではいる。 でのででではいる。 でのでではいる。 でのででではいる。 でのででではいる。 でのででではいる。 でのでではいる。 でのでではいる。 でのでででいる。 でのでではいる。 でのででではいる。 でのででではいる。 でのでではいる。 でのでではいる。 でのでででではいる。 でのでででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのででででいる。 でのでででででででいる。 でのででででででででいる。 でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	証紙収納にかかる事務処理については、適正な管理に努める。また、切り離して級じていた領収原符については、納付書兼領収書綴に戻し是正済みである。今後収納については、会計規則に基づき厳格かつ適正に行う。
		外国語指導 いて、1件の 適正に処理 給事務に留意	算助手(ALT D過払いが認 理するととも 意すべきであ	められた。 に、今後の支	外国語指導助手(ALT) の過払い分報酬について、 25年度任期終了の7月給料で精算済みである。 今後はALT報酬の日割計算に十分注意し、適正な支給事務に努める。
西和清陵高等学校	2月4日	通勤手当の 誤ったため、 た。 適正に処理		いが認められに、今後の認	通勤手当の認定事務にお で、最短路の使用しいで、 の認定事務を使用しいで、 の表すのを使用にはいる。 をはいい等では、 ののののでは、 ののののでは、 ののでは、 の
王寺工業高等学校	2月4日	未収高、つやなで授年、の高扱等面で未いあ業間滞記等要がお納なつ料で納録学綱がよる。 これの おいり おいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり か	双について 受業について 表ので 表ので 表ので 表ので 表ので を は と で を は と で の を は き で の は と た へ の 務 の は た の 務 の は た の り は り た り た り た の を は り た の た の た り た の た の た の た り た の た の た	成することか 未納者記録簿 とど、「奈良県 学金徴収事務 切な徴収事務	5年間の消滅時効の完成 した者を除いた滞納者2名 に対し、状況把握に努め未 納者記録簿への記録を行っ ている。電話及び文書発送 で催告し、し徴収事務に取 り組んでいる。 今後は、「奈良県立高等 学校授業料及び入学金徴収 事務取扱要領」に基づき、 適切な徴収事務に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
		重要物品の報告等について 重要物品について、会計管理者への 金額等の報告誤り及び備品管理簿への 記載誤りが再び認められた。 今後、重要物品の報告及び備品管理 簿への記載については、奈良県会計規 則及び関係通知に基づき適正に行い、 複数の者により確認するなど、チェッ ク体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項)	重要物品等の備品管理について、従前の紙台帳と現行の電算管理台帳との照合を行っているとともに、現物と管理簿との配置責任者ともの場合を動品管理所管理所管理がある。 事務所管連携体制の構築組持を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。
吉野高等学校	2月6日	扶養手当の認定について 扶養手当の支給において事務処理を 誤ったため1件の過払いが認められ た。 適正に処理するとともに、今後の認 定事務に留意すべきである。 (注意事項) 自動販売機にかかる行政財産使用許可	認定データの修正を直ちに行い、過払い分については平成26年1月に納付させた。 認定事務については、今後より一層の慎重な審査に努め、適正な処理をめざす。
		について 自動販売機に併設されているゴミ箱 について、実際には行政財産を占用し ているにもかかわらず、申請者より行 政財産の使用許可申請が提出されず、 使用許可、使用料の徴収が行われてい なかった。実態に即して、許可手続を 行わせた上で、使用料の徴収をすべき である。 (注意事項)	自動販売機に併設されているゴミ箱について、平成26年度では占用の事実を確認し、申請者には行政財産の使用許可を申請させるとともに、使用料の徴収を行った。許可事務についても、今後より一層適正な審査、対応をめざす。
奈良東養護学校	1月30日	重要物品の報告等について 重要物品について、会計管理者への 報告漏れ、金額等の報告誤り及び備品 管理簿への記載漏れが再び認められ た。 今後、重要物品の報告及び備品管理 簿への記載については、奈良県会計規 則及び関係通知に基づき適正に行い、 複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項) 公共料金にかかる資金前渡事務について	指摘のあった重要物品については全て修正報告を行い、備品管理簿への記載も完了した。今後は複数の者によるチェック等を徹底し、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。
		公共料金自動口座振替払の資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払をしていた。 当該経費は、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされて	公共料金にかかる資金前 渡事務については、管理表 を用いて支出事務処理を行 うとともに、残高不足が生 じないよう担当者と管理者 の複数チェックを徹底する こととし、会計規則に基づ

部局及び所属名		実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
			いるところ	である。			く適正な資金管理と事務処
			今後、奈」	良県会舗	理に努めていく。		
			な支出事務を	処理を行	ううべき		
						(注意事項)	

ウ 財政的援助団体

ウの財政的援助団体						
	施年月日	監	查	結	果	所管課における
(所管課)						措置の内容
	月 6 日		良県林業	基金の角	解散につい	
奈良県林業基金	-	\subset				
		(公財)	奈良県林	業基金は	は、土地所	(公財) 奈良県林業基金
(林業振興課)	1	有者と分収注	告林契約	を締結	し、基金造	は、平成28年度末に解散
	1	木事業を実力	施してい	るが、	現在の低迷	することを平成26年6月
	-	する木材価権	各では将	来の累積	債債務の償	に公表しており、現在、関
	ĭ	還が困難とた	なる見込	みである	らことから、	係者との調整を含め、解散
	角	解散を意思と	央定され?	た。		に向けた検討を進めている
		解散にある	たっては	、土地产	所有者をは	ところである。
	1	じめ関係者は	こ対し、	解散に	至った経緯	今後、(公財) 奈良県林業
	0	の説明をする	るととも	に、県・	への事業の	基金が、分収造林契約を締
	E	別継や土地産	所有者へ	の対応	等の解散手	結している土地所有者や関
	糸	売を円滑にi	進めるこ	とが望る	まれる。	係者に対して解散に至った
					(意見)	経緯を説明すること、土地
					, _,	所有者に対して分収造林契
						約の解散後の取扱について
						十分な説明を行う等により
						解散手続を円滑に進めるこ
						とを指導した。
奈良県土地開発 8	月7日 3	変更契約の約	帝結につい	ハて		
公社					を交わした	奈良県土地開発公社契約
	ĺ	发、契約額(事務要領等に基づき、適正
(用地対策課)	~	の必要が生				な契約事務に努めるよう指
(714. (27.47)(48/4)		いまま、契約			, ,	導した。
		事例が認めら		,,,,,,,		
			0	地開発	公社契約事	
		多要領に基づ		_, ,		
		のなりに出	~ C 、 地		注意事項)	
	-	٥ لا		(山心 尹 宋/	

平成25監査年度 第2回分

出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監	査	結	果	措置の内容
知 事 公 室	平成26年					
	6月12日	嘱託職員及(プロ々雇	₹用職員(にかかる通	
東京事務所		勤手当額の決	快定につ	いて		
		東京事務所	听で採用	する嘱託	託職員及び	当該職員より通勤届を徴
		日々雇用職員	員につい	て、通勤]報償費 (通	し、適正に処理を行った。
		勤手当に相当	当する絹	合与)を	支給してい	今後は、通勤手当に関する
		たにもかかれ	っらず、	当該職」	員より通勤	規則及び総務部長通知に基
		届を徴してレ	いなかっ	た。		づき適正に処理する。
		嘱託職員及	及び日々	雇用職員	員に支給す	
		る通勤手当に	は、総務	S 部長通	知により、	
		常勤職員に対	対して支	を給され.	る通勤手当	
		の例によるす				
		する規則には	おいて、	通勤届	の提出に基	
		づき支給すべ				
		ならないこと			- 0	
		今後は、対				
		適正に処理さ	られたい	0	(注意事項)	
		委託にかかる			_	
					の業者から	イベント展示に係る委託
		の見積徴収し	- , -	· · · ·		契約について、見積徴収す
		た。業者の遺				る者を増やしたほか、平成
		者に偏らなり	-			26年11月からは一般競
		の競争性、ク		透明性		争入札を実施した。イベン
		められたい。			(意見)	ト運営に係る委託契約につ
						いては、企画内容を見直す
						ことにより、特定業者との
						随意契約にならないよう改
						善した。今後も業者の選定
						にあたっては、会計法令等
						に則り、業者選定の競争性、
						公平性、透明性の確保に努
						める。